

○限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時の病院窓口負担を軽減するための、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっております。

自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は7月中に申請してください。よろしくお願いいたします。

※認定証の対象とならない方もいますので、新たに申請を希望される方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 現在交付されている認定証

## 国民年金保険料

### 免除・猶予制度があります

所得の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、本人の申請により保険料の納付が「免除（一部納付）」、または「猶予」される制度があります。

○免除・猶予制度の種類

① 免除（全額免除・一部納付）  
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額、または一部免除されます。

② 若年者納付猶予申請  
30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

申請に必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 所得証明書（1月2日以降に町内に転入された方）
- ④ 雇用保険受給資格者証、離職票（退職による申請の方）
- ⑤ 学生証の写し（学生のみ）

## 国民健康保険税が改正されました

- 医療給付費分、後期高齢者（長寿医療制度）支援金分、介護納付金分の資産割率の賦課を廃止しました。
- 基準を満たす低所得世帯の軽減割合を7割軽減・5割軽減・2割軽減に拡充しました。
- 地方税法施行令の改正により、介護納付金分の賦課限度額を10万円に引き上げました。

### 平成21年度国保税の税率及び税額

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	7.00%	1.50%	1.50%
資産割率	廃止	廃止	廃止
均等割額（一人当り）	20,000円	9,000円	9,000円
2割軽減世帯	△4,000円	△1,800円	△1,800円
5割軽減世帯	△10,000円	△4,500円	△4,500円
7割軽減世帯	△14,000円	△6,300円	△6,300円
平等割額（世帯当り）	25,000円	6,000円	6,000円
2割軽減世帯	△5,000円	△1,200円	△1,200円
5割軽減世帯	△12,500円	△3,000円	△3,000円
7割軽減世帯	△17,500円	△4,200円	△4,200円
賦課限度額	470,000円	120,000円	100,000円

- 40歳未満の方は、医療給付費分と後期高齢者支援金分が課税されます。
  - 40～64歳の方は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分が課税されます。
  - 65～74歳の方は、医療給付費分と後期高齢者支援金分が課税されます。
- 国保税は、町の国民健康保険を運営する貴重な財源です。

国保税の期限内納付にご協力をお願いします。

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212